

# 会 議 録

《会議名称》平成 28 年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成 28 年 11 月 4 日(金) 14:00~16:30 《開催場所》岸和田市立中央地区公民館 講座室4	承認		
	会長	奥 委員	加我 委員
	11/21	11/19	11/16

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野 委員	岡田 委員	奥 委員	加我 委員	岸田 委員	小池 委員	坂井 委員	田 委員	西川 委員	平田 委員	藤田 委員	堀田 委員	行 委員	頼友 委員
×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○

（委員 14 名中、11 名出席）

岸和田市) 大井まちづくり推進部長  
 事務局) 都市計画課 山田、高橋、小山、中島、滝元  
 傍聴者) なし

《概 要》

- 議案第 1 号 平成 28 年度こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて
- 議案第 2 号 景観法に基づく景観重要樹木の指定に向けた取組みについて
- 議案第 3 号 屋外広告物法施策の取組みについて

《内 容》

1. 開会

- 岸和田市景観審議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、審議会の成立を確認。

2. 挨拶

- 大井まちづくり推進部長挨拶
- 藤田会長挨拶

3. 議案

○議案第 1 号：平成 28 年度こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて

〔主な意見〕

（委 員）水辺は四季折々の景観があり、その時期にしか見られないものもあるので、年間を通して募集することは良いことである。

（委 員）年間を通じて募集することで、応募数が増えるだけでなく、水生植物の開花状態など、絶妙なタイミングで応募写真を撮影することが可能となり、質も高まってくることも期待できる。

〔その他〕

（委 員）今回の応募写真のなかには、花をアップで撮影しているものもあり、それを景観として捉えることは非常に困難である。また、応募写真をホームページに掲載するときに誤解されないよう、配慮が必要だと思う。

（委 員）ハスの花、単体物は景観ではないが、応募エピソードを見ると、池の中にあるハスもしくはハスの浮かぶ池という水面との関係性について捉えられていると思うので、選考委員会では、捉え方に応じたタイトルに修正するなどとも考えて頂くと良いのではないかと。

- (委員) まちかどアンケートの設問で、「庭木の手入れをしていること」が景観に関する取組みだと認識しているレベルであるということ踏まえると、景観というものをきちんと理解するために市役所の中で勉強会のような環境づくりを検討してみることも必要ではないかという気がした。
- (委員) 日本人は、自分の領域に関しては美を求めるけれども、公共空間に関しては無関心という傾向がある。この回答結果は、自分の内側にある空間は綺麗にするが、公共空間に対する意識は無いとも受取れる。外から見える生垣の手入れであれば、景観に対する意識として問題はないが、自分の家の庭だけ綺麗にしておけば景観が良くなるという誤解へと発展しないか危惧する。
- (会長) 勉強会の必要性はともかくとして、割れた窓を放置していたら街全体が悪くなっていくという割れ窓理論を踏まえると、「自宅の生垣や庭木の手入れ」などの取組みの集合体がまちの景観をつくっていくという面もある。実際に生垣の内側だけを剪定するようなこともないだろうし、景観に貢献している活動として捉えることができると思う。「塵一つ拾うことからまちづくり」という標語もあるように、色々な考え方があり、審議会で議論・検討していく内容だと思う。
- (委員) 景観に関する取組みの設問における回答の選択肢を充実することで、市民がどれほど景観に貢献する活動を意識しているかを把握できるようになると思う。建築協定や緑化協定などもイメージしながら、回答の選択肢を検討してもらいたい。
- (委員) 自分自身が建築行為をするとき、あるいは自分自身が建築物を選択するときに周辺との関係性を意識しているかどうかだと思う。日頃は、緑化・美化への意識ということで、少なくとも道路から望見される生垣・庭木の手入れを行なっているけれども、次にインパクトを与える建築修景や建築行為まで認識されているかということ、そこまで至っていないと思われる。広義に捉えると、建築修景だけではなく、土地利用の仕方、どこに家を建てるのか、河川や道路の線形がどこを通っているのかも認識しておかなければならないと思う。
- (委員) 校長会や東光小学校へのアプローチといった景観教育の一環、環境学習の重要性というものが示されていたが、これらは継続的に取り組むべき内容であると思う。

→原案どおり承認を得た

## ○議案第2号：景観法に基づく景観重要樹木の指定に向けた取組みについて

〔質疑応答〕

(委員) どのような経緯により指定候補を選定する手順を考えたのか？

(事務局) ころに残る景観資源 15 件のうち、民間と連携して景観形成を進めていく啓発効果への期待と樹木保全の担保性を確保するものとして、社寺や公共施設に位置する樹木以外から選定してはどうかと考えた。

その上で、公共の場から樹木全体の樹容が望見できるもの、特に景観配慮地区内に位置する樹木については指定を行ないたいとの思いから×○◎の表現で記載させて頂いた。

(委員) 指定候補の考え方として、②と③にある「上記を満たし」とは、どのような意味なのか？

(事務局) うまく表現出来てないが、②の上記を満たすは、①を満たすということで「社寺・公共施設に位置しない樹木」ということであり、③の上記を満たすは、「社寺・公共施設に位置しな

い樹木」であり、公共の場から樹木全体の樹容が望見できるという意味である。

- (委員) 指定候補の考え方として、重要だから指定するのか、保全する必要があるから指定するのか、どちらの考え方に基づいて指定しようとしているのか？
- (事務局) 重要であり、かつ保全の支援が必要であるものを指定したいと考えている。
- (委員) 第一弾の考え方のみを議論するのか、それとも景観計画に規定している指定方針を具体化することも含めて第一弾の議論をするのか？
- (事務局) 景観計画に規定している指定方針の具体化や所有者からの提案制度への対応等については、現時点で十分に検討できていないので、今後の課題として継続的に取り組んでいきたいと考えている。手探り状態ではあるが、指定の時機を逸さないよう、第一弾としての考え方が適正であるか審議頂きたい。
- (委員) 国土技術政策総合研究所が発行する景観重要樹木の保全対策の手引きをみると、公共施設に位置する樹木については、景観重要公共施設として位置付けて適切に整備・管理することが望ましいとあるが、これを根拠に第一弾の指定候補から除外したのか？
- (事務局) 景観重要公共施設の検討を行っておらず、これを根拠に公共施設を除外したという考え方をしていない。社寺・公共施設を除外した理由は、施設管理者によって一定の維持管理が行われていることから、保全を担保する樹木として優先すべきは社寺・公共施設以外と考えた。

#### 〔主な意見〕

- (委員) 第一弾の指定候補から社寺に位置する樹木を除いたことに異論はないが、他市で行った社寺の悉皆調査では、氏子減少による収入減に伴い、社殿の維持費を得るために樹林地を売却したり、駐車場として貸し付ける等の事例があるので、樹木保全の担保性が確保されているとは言い難いと思う。
- また、高速道路や国道の計画道路用地として買収される際に、移植されずに金銭補償によって樹木が伐採されたという事例もある。本市でもそのような事態が生じないとも言えないので、社寺に位置する樹木を景観重要樹木の対象から除外するということが無いようにしてもらいたい。
- (委員) 公園の樹木や街路樹など、苦情によって伐採される恐れが多い実態を見れば、保全の担保性が確保されていないのは、むしろ公共施設に位置する樹木ではないかと思っている。
- (委員) 景観重要樹木は公用樹木であり、樹木診断の必要性を鑑みて、どこから指定していくのかという考え方をすべきであり、×○◎の順は逆にしないと、社寺や公共施設に位置する樹木は指定しないというのが原則であると誤解され、次の展開が見えてこなくなる可能性もあるため、表現の変更が必要だと思う。
- (委員) 「こころに残る景観資源発掘プロジェクト」における指定樹木以外でもまちの賑わいに寄与する社寺の樹木もある。仮に 10 年後、20 年後に追加指定することになった場合、関係者は一人もいないだろうし、行政的には「過去に事例がないので指定できません」という可能性もあるので、実績として残すのも一つの手段だと思う。
- (会長) 第二弾の指定が 10 年後ということにならないよう、継続的に検討を進めてほしい。
- また、第一弾以降における指定候補の考え方としては、景観重要樹木の指定をしたもの全てを支援対象として捉える必要は無いという前提で検討を進めてほしい。
- (委員) 社寺に位置する樹木を第一弾として指定するか否かは別として、文化財の危機遺産という考え方を参考にすれば、第一弾以降における指定候補の考え方として、失われる可能性が高い

ものを優先的に指定するという方針があっても良いと思う。

(委員) 危機遺産という考え方をを用いる場合、土地所有状態や周辺環境の変化による危機と、樹木の生理生態上の危機があると思うので、全国的に巨木老木の倒木が増えてきていることも鑑みれば、樹木医による診断は必須事項として捉えておくべきだと思う。

〔その他〕

(委員) 中央小学校のエノキは移植によって樹木としては保存されたが、強剪定により、景観重要樹木に相当する樹容は保たれていないので、景観面としての成功事例として記載することには疑問を感じる。

(委員) テレビ岸和田で深夜 2 時～6 時までテロップ入りのスライドショーを放映しているが、アナウンサーでなくても市役所職員が楽しそうにナレーションする方が魅力的になるのではないかと思う。

(委員) まちかどアンケートで、テレビ岸和田で深夜 2 時～6 時までテロップ入りのスライドショーを放映していることを認知していないという結果があるが、就寝している時間帯であることから、当然の結果だと思う。興味を持ってもらえていないというような捉え方をする必要はないと思う。

(委員) 府内では、古くから都市美観のために、本市で活用していない樹木保存法の保存樹・保存樹林の制度を活用している自治体があり、少なからず助成を行っている。

これら自治体では、景観重要樹木については助成規定がないことに加え、景観重要樹木指定には、保存樹の指定解除が必要であること、それに伴う助成継続の議論が出てくるため、移行に踏み切れていないのが実情である。

(委員) 本日の諮問案件では無いが、参考として、指定後の取組みである支援イメージが記載されているが、管理助成でなく、きちんと樹木医による診断を促すことが重要であり、歴史的まちなみ保全基金を活用するという事は良いことだと思う。このような支援がないと、第一弾の指定をしても目的達成は厳しいと思われるので、議会等で議論して頂いて、支援策を実施されるように努められたい。

(会長) 指定後の取組みである施策展開として活動推進のイメージが記載されているが、奈良県今井町では、NPO が小学生を連れて景観重要樹木にまつわる話をすると行ったことも行われている。景観重要樹木をまちの宝物として活用できるよう、色々な角度からイメージを膨らましていくことも重要だと思う。

→第一弾の指定以降、継続して指定方針の具体化を検討することになるので、今回の選定過程を明確にするため、考え方の表現を以下に改めること。

「第一弾としては、岸和田市景観計画の指定方針の市民に親しまれ愛されている樹木である「こころに残る景観資源発掘プロジェクト」における指定樹木 15 件のうち、景観配慮地区内に位置する樹木に加え、公共の場から樹木全体の樹容が望見できる樹木を指定候補とし、樹木診断の必要性を鑑みて、民間または共有地にある樹木を優先的に指定する検討を進める。」

○議案第 3 号：屋外広告物法施策の取組みについて

〔質疑応答〕

(委員) 大阪府条例の遵守率というものを把握しているのか？

(事務局) 詳細な現状は把握出来てないが、全国的に屋外広告物法に基づく申請率は 3 割程度と言われている。実際に禁止物件が出ているのかも把握しきれていない状態だが、申請がなされていない違反が非常に多いというのが大阪府の見解である。

(委員) 中核市への移行期には府条例を参酌することのことだが、移行期に適用除外区域を無ないようにするつもりか。

(事務局) 基本的に参酌となれば左の地図のままだが、景観審議会で景観計画区域とあわせて市域全域が良いというご意見となれば、条例制定の課題項目として検討したいと思う。課題認識への対応として、路線型規制区域を対象に申請状況の把握も含めた調査をすべきと考えている。

(委員) 大阪府の許可区域を見ると、第 2 種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域は許可区域である。適用除外区域とは、どのような地域地区なのか？

(事務局) 幹線道路沿道から 500m の範囲外であるところであり、その大半は市街化調整区域である。

(委員) 岸和田市大阪府屋外広告物条例規則は、岸和田市の条例なのか。

(事務局) 大阪府から岸和田市に違法広告物の簡易除却が事務移譲された際に岸和田市が制定したものであり、大阪府条例に基づく事務であるため、岸和田市大阪府屋外広告物条例規則という名前となっている。平成 24 年度には許認可事務が追加移譲されたので、それに関する内容を追加する施行規則の改正である。中核市となれば、大阪府条例でなく、新たに岸和田市が条例を制定することになる。

#### 〔主な意見〕

(委員) 中核市移行に際しては、円滑に移行することが大事なのだが、規制強化が出来る機会であるので、課題認識のとおり、きちんと現状把握をしておくべきである。一気に岸和田市の景観計画に基づく新たな条例を制定するもの難しいかも知れないが、高い目標を掲げながら移行すべきだと思う。

(委員) 中核市移行のタイミングは、規制強化が出来る機会であるが、屋外広告物は所有者や営業権利を持つ人からすれば、財産権の侵害として裁判沙汰になることも多くなるかも知れないので、行政としての姿勢を明確にしながら、合意形成を図るための取組みも展開していくべきであると思う。

(委員) 岸和田らしい屋外広告のあり方検討は、規制誘導だけでなく、例えば、公共施設の壁面を民間広告として貸し付ける等、収益をまちづくりに還元するような発想も取り入れて、検討すべきであると思う。

(委員) 大阪府条例では、許可や表示制限の区域設定はあっても、意匠・デザインの基準はない状態である。近年増えてきている屋外広告物に該当しない「ガラスウォール」への掲出も含めた屋外広告物類についてのデザイン協議ができる仕組みを景観条例で規定するような検討につながる現状把握を行われない。

(委員) 制度周知は、オーナーだけでなく、製造業者なども含めることが効果的であると思う。

(委員) 市域全体が景観計画区域だから、屋外広告物法の届出適用区域も機械的に入れるという意見は如何なものか。現時点で、適用除外区域にたくさんの屋外広告物が掲出されているのであれば、指導監督すべきだが、市街化調整区域であるため、多くの屋外広告物が掲出されていないのではないかと推測される。現在の許可区域であっても人員不足により許認可の監督が出来ていない状態であるなか、許可区域を広げる意味があるのか。まずは、現状把握を行ない、大規模建築物の誘導と同じように対応人員に応じた対策として、どこから重点的に取り組んでいくのか等の手法も検討した上で、案を提示して頂かないと、適正な審議・評価が出

来ないのではないかと思う。

(会 長) 現状把握の結果を待つことなく区域解消をすべきだという意見は、課題をそのまま放置しておいてはいけないという最低ラインであり、屋外広告物の課題解決に向けて一歩進めながら、前向きに検討をすべきという考えだと思う。

→原案どおり承認された。

#### 4. その他

(事務局) 次回の景観審議会は、1月頃開催を予定しているが、「ここに残る景観資源発掘委員会」の推薦結果が決まり次第、各委員に開催日の調整を行なう旨の了承を得た。